

Q1 家での療養を選んでも、入院ができるのかしら？

Q2 介護保険のサービスはどのように利用できるのかしら？

Q3 最期は家で療養をしたい



A1 在宅療養を選択しても、医師が入院治療が必要と判断した場合や、入院して検査が必要な場合など入院治療は受けられます。

A2 介護が必要な状況になったら、介護保険の申請を行い認定を受ける必要があります。認定の結果によっては、介護保険のサービスを利用することができます。介護保険課または、地域包括支援センターに相談をしましょう。

A3 かかりつけ医や介護支援専門員、訪問看護師に相談をしましょう。

困ったときの地域の相談窓口

- 都城市健康部介護保険課 (電話) 0986-23-2685
- 三股町役場 高齢者支援課 (電話) 0986-52-8634
- 地域包括支援センター

姫城・中郷地区

(電話) 0986-26-8339

妻ヶ丘・小松原地区

(電話) 0986-23-9712

五十市・横市地区

(電話) 0986-57-6767

祝吉・沖水地区

(電話) 0986-26-4212

志和池・庄内・西岳地区

(電話) 0986-45-4180

山之口・高城地区

(電話) 0986-29-1682

山田・高崎地区

(電話) 0986-45-8411

三股町

(電話) 0986-52-8634

都城市
三股町

在宅医療をご存じですか？

住み慣れた地域で

自分らしく 安心して

暮らし続けるための備え

編集：都城市・三股町

在宅医療・介護連携相談支援センター
(一般社団法人都城市北諸県郡医師会)

住み慣れた都城市・三股町で自分らしく安心して暮らし続けるための選択肢

元気なうちに、かかりつけの医師やケアマネジャーと相談しましょう。

在宅医療では、医師の指示のもと、それぞれの専門知識をもつ医療職が連携しあなたの自宅等※を訪問することで、専門的なサービスを受けられます。

多職種が連携し在宅医療を支えます。

訪問診療 計画的・定期的に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

往診 急変の際などに、不定期に、患者さんのご自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

訪問歯科診療 通院が困難な方のご自宅に歯科医師・歯科衛生士が訪問し、歯の治療や入れ歯の調整等を通じて食事を噛んで飲み込めるよう支援を行います。

訪問薬剤管理 通院が困難な方のご自宅に薬剤師が訪問し、薬の飲み方や飲み合わせ等の確認・管理・説明等を行います。



在宅医療を利用できる方（例えば）

- ① 通院が困難となった場合
- ② 難病などで療養が必要な場合
- ③ 病状が進むなどで、退院後自宅での療養を望む場合

※ 例えは、年齢・疾患・病状によって、自宅のほか高齢者住宅等のお住まいでも、医療を受けることも可能。

